

文教委員会資料①

1 令和7年第1回定例会追加議案の説明

(1) 議案第87号 川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定 について

資料 川崎市家庭的保育事業等における連携施設の確保について

こども未来局

(令和7年3月5日)

議案第 8 7 号 川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について

1 制定要旨

児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため制定するものである。

2 乳児等通園支援事業の概要

乳児又は幼児であって 0 歳 6 カ月以上満 3 歳未満のもの（保育所等に入園しているものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業

本市においては、令和 5 年度の国の募集に応募の上、上記事業の試行的事業を令和 6 年度に実施

3 本市独自の基準

内閣府令で示された乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準のうち乳児室に必要な面積については、国の基準ではこども 1 人につき

1. 6 5 m²となっておりますが、保育所等の設備及び運営の基準を定める本市の既存条例においてはこの必要面積を 3. 3 m²としていることから、保育所等と一体的に運営することが想定される乳児等通園支援事業においても、本市の既存条例に合わせて必要面積を 3. 3 m²と規定します。

第1章 総則

第1条（趣旨）

第2条（最低基準の目的）

第3条（用語の意義）

第4条（最低基準の向上）

第5条（設備及び運営の水準の向上）

第6条（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第7条（非常災害対策）

第8条（安全計画の策定等）

第9条（自動車を運行する場合の所在の確認）

第10条（職員の一般的要件）

第11条（職員の知識及び技能の向上等）

第12条（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備
及び職員の基準）

第13条（利用乳幼児に対する平等取扱いの原則）

第14条（虐待等の禁止）

第15条（衛生管理等）

第16条（食事）

第17条（運営規程）

第18条（帳簿の整備）

第19条（秘密保持等）

第20条（苦情への対応等）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

第21条（乳児等通園支援事業の区分）

第2節 一般型乳児等通園支援事業

第22条（設備の基準）

第23条（職員）

第24条（乳児等通園支援の内容）

第25条（保護者との連絡）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

第26条（設備及び職員の基準）

第27条（準用）

第3章 雑則

第28条（電磁的記録）

4 附則

令和 7 年 4 月 1 日から施行